# 介護労働者の労働条件の確保。改善のポイント

## はじめに

介護関係業務に従事する労働者や、これら介護労働者を使用する社会福祉施設はいずれも大幅に増加していますが、これらの事業場の中には、事業開始後間もないため、労働基準関係法令や雇用管理に関する理解が必ずしも十分でないものもみられるところです。



このパンフレットは、介護労働者の労働条件の確保・改善に関する主要なポイントをわかりやすく解説したものです。

介護労働者を使用される事業者の方々を始めとして介護事業に携わる皆様には、このパンフレットをご活用いただき、介護労働者の労働条件の確保・改善に取り組んでいただきますようお願いします。

## このパンフレットの対象

このパンフレットでいう「介護労働者」とは、専ら介護関係業務に従事するすべての 労働者を指します。したがって、老人福祉・介護事業のほか、それ以外の障害者福祉事業、 児童福祉事業等において介護関係業務に従事する者も含みます。

また、これら介護労働者を使用する事業場におかれては、介護労働者以外の労働者につきましても、同様に労働条件の確保・改善を図っていただくようお願いします。



## 介護労働者全体(訪問・施設)に共通する事項

## (1) 労働条件の明示について

## Point 1 労働条件は書面で明示しましょう

→ 労働基準法第15条

・ 労働者を雇い入れた時には、賃金、労働時間等の労働条件を書面の交付により明示しなければいけません。 (労働者が希望した場合には、①ファクシミリの送信、②電子メール等 ごの送信(当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。) により明示することができます。)



#### 明示すべき労働条件の内容

#### 書面で明示すべき労働条件の内容

- ・労働契約の期間(期間の定めの有無、定めがある場合はその期間)
- ・更新の基準(Point 2 参照)
- ・就業の場所・従事する業務の内容
- ・労働時間に関する事項(始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩、休日、休暇等)
- ・賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締切・支払の時期に関する事項
- ・退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

#### その他明示すべき労働条件の内容

- ・昇給に関する事項
- ・退職手当、臨時に支払われる賃金、賞与、労働者に負担させる食費・作業用品、安全衛生、職業訓練、災害補償、表彰・制裁、休職等に関する事項・・これらについて定めた場合

## パートタイム労働者及び有期雇用労働者に対し明示すべき労働条件の内容(パートタイム・有期雇用労働法)

・昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、相談窓口

#### → 労働日(労働すべき日)や始業・終業時刻など下記①~③が月ごと等の勤務表により特定される場合の明示方法

勤務表により特定される労働条件

- ① 就業の場所及び従事すべき業務
- ② 労働日並びにその始業及び終業の時刻
- ③ 休憩時間



- 1) 勤務の種類ごとの①~③に関する考え方
- 2) 適用される就業規則上の関係条項名
- 3) 契約締結時の勤務表 について、書面の交付により明示しましょう
- ・ 6 か月契約、1 年契約などの期間の定めのある契約(有期労働契約)を結ぶ場合には、契約更新の都度、労働条件の明示(書面の交付)が必要です。
- ・ 上記以外の場面においても、労働契約の内容について、できる限り書面で確認しましょう。(労働契約法第4条第2項)
- ・ パートタイム・有期雇用労働法(令和2年4月施行(中小企業は令和3年4月から適用))については、パート・有期労働ポータルサイト(https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/)を確認してください。

# Point 2

## 契約の更新に関する事項も明示しましょう

⇒ 労働基準法施行規則第5条

・ 労働者と有期労働契約を締結する場合には、「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」に ついても書面の交付によって明示しなければなりません。

(1)更新の有無の明示

(具体的な例)・自動的に更新する

- ・更新する場合があり得る
- 契約の更新はしない
- など

(2)更新の基準の明示

(具体的な例)・契約期間満了時の業務量により判断する ・労働者の能力により判断する

・労働者の勤務成績、態度により判断する ・会社の経営状況により判断する

・従事している業務の進捗状況により判断する

など

※ 有期労働契約の更新をしないことが明かな場合は、更新の基準の明示義務はありません。

#### 有期労働契約について、3つのルールがあります。(労働契約法)

- ① 無期労働契約への転換:有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できます。
- ② 「雇止め法理」の法定化:一定の場合には、使用者による雇止めが認められないこととなる最高裁で確立した判例上のルールが法律に規定されました。
- ③ 不合理な労働条件の禁止:有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによって、不合理に労働条件を相違させることは禁止されています。

## (2) 就業規則について

## Point 1 就業規則を作成し、届け出ましょう

⇒ 労働基準法第89条

- ・ 常時 10 人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出なければなりません。
- また、就業規則を変更した場合にも、労働基準監督署長に届け出てください。
- ・ 「10人以上の労働者」には、介護労働者はもちろん、次の労働者の方も含まれます。
  - 事務職員、管理栄養士等、介護労働者以外の労働者
  - 短時間労働者、有期契約労働者等のいわゆる非正規労働者

#### 就業規則は、非正規労働者も含め、事業場で働くすべての労働者に適用されるものでなければなりません。

- 全労働者に共通の就業規則を作成する
- 正社員用の就業規則とパートタイム労働者用の就業規則を作成する などにより、すべての労働者についての就業規則を作成してください。

#### 就業規則に規定すべき事項

#### 必ず規定すべき事項

- ・労働時間に関する事項(始業・終業時刻、休憩、休日、休暇等)
- ・賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締切・支払の時期、昇給 に関する事項
- ・退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

#### 定めた場合に規定すべき事項

・退職手当、臨時の賃金等、労働者に負担させる食費・作業用品、安全衛生、職業訓練、 災害補償、表彰・制裁等に関する事項

## Point 2 適正な内容の就業規則を作成しましょう

⇒ 労働基準法第92条

- · 就業規則の内容は、法令等に反してはなりません。
- ・ また、就業規則を作成しているのに、その内容が実際の就労実態と合致していない例がみられます。この ような状況にあっては、労働条件が不明確になり、労働条件をめぐるトラブルにもつながりかねません。労 働者の就労実態に即した内容の就業規則を作成してください。
- 使用者が、就業規則の変更によって労働条件を変更する場合には、次のことが必要です。(労働契約法第10条)
- ① その変更が、次の事情などに照らして合理的であること。 労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合 等との交渉の状況
- ② 労働者に変更後の就業規則を周知させること。

## Point S 就業規則を労働者に周知しましょう

⇒ 労働基準法第106条

- 作成した就業規則は、以下の方法により労働者に周知しなければなりません。
  - 常時事業場内の各作業場に掲示し、又は備え付けること
  - 書面を労働者に交付すること
  - 電子的データとして記録し、かつ、各作業場に労働者がその記録の内容を常時確認できるパソコン等の機器を設置すること
- ・ 労働者からの請求があった場合に就業規則を見せるなど、就業規則を労働者が必要なときに容易に確認できない方法では、「周知」になりませんので注意してください。



## (3) 労働時間について

## 

- ・ 労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間をいい、介護サービスを提供している時間に限るも のではありません。
- ・ 特に、次のような時間について、労働時間として取り扱っていない例がみられますが、労働時間として適正に把握、管理する必要がありますので留意してください。
  - 交替制勤務における引継ぎ時間
  - 業務報告書等の作成時間
  - 利用者へのサービスに係る打ち合わせ、 会議等の時間
  - 使用者の指揮命令に基づく施設行事等の 時間とその準備時間
  - 研修時間



※ 訪問介護労働者特有の移動時間等については、 I Point 3 (P.14) 参照 研修時間については、使用者の明示的な指示に基づい て行われる場合は、労働時間に該当します。

また、使用者の明示的な指示がない場合であっても、 研修を受講しないことに対する就業規則上の制裁等の不 利益な取扱いがあるときや、研修内容と業務との関連性 が強く、それに参加しないことにより本人の業務に具体 的に支障が生ずるなど実質的に使用者から出席の強制が あると認められるときなどは、労働時間に該当します。

Point 1により労働時間の判断を適正に行い、 Point 2によりこれらを適正に把握してください。

## Point 2 労働時間を適正に把握しましょう

- ⇒ 労働基準法第32条、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン
- ・「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、適正に労働 時間を把握してください。

#### 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」 (平成29年1月20日付け基発0120第3号)の主な内容

- ・ 使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること
- ・ 始業・終業時刻の確認・記録に当たっては、原則として
  - ①使用者が、自ら現認して、
  - ② タイムカード等の客観的な記録を基礎として、

確認・記録すること

- ・ 自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合には、
  - ① 適正な自己申告等について労働者に十分説明する、
  - ② 自己申告と実際の労働時間とが合致しているか必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること 等



# Point 3

## 変形労働時間制等は正しく運用しましょう

⇒ 労働基準法第32条の2、第32条の4 ほか

- 1年単位の変形労働時間制※1を採用する場合には
  - → 労使協定を適切に締結し、労働基準監督署長に届け出ましょう。※2 また、就業規則等により、適切に枠組みを定めましょう。
    - **※** 1 1年以内の期間を平均して週40時間を達成する方法です。
    - ※2 対象期間ごとに労使協定の締結、届出が必要です。
- 1か月単位の変形労働時間制※3を採用する場合には
  - → 労使協定※4、就業規則等により、適切に枠組みを定めましょう。 各日の勤務割は、変形期間の開始前までに具体的に特定してください。
    - ※3 1か月以内の期間を平均して週40時間を達成する方法です。
    - ※4 この労使協定は労働基準監督署長への届出が必要です。
- その他の労働時間制度を採用する場合にも、法定の要件に基づき正しく運用してください。

Point 4 36協定を締結・届出しましょう

⇒ 労働基準法第36条

時間外労働・休日労働を行わせる場合には、時間外労働・休日労働に関する労使協定(36 協定)を締結し、 労働基準監督署長に届け出る必要があります。

#### 時間外労働及び休日労働の上限について

36協定で定めることのできる時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間(対象期間が3か月 を超える1年単位の変形労働時間制の対象労働者は、月42時間・年320時間)です。

臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)には、年6か月まで月45時間を超える ことができますが、その場合でも

- ・ 時間外労働が年720時間以内
- ・ 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- としなければなりません。

なお、いずれの場合においても、以下を守らなければなりません。

- ・ 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」 「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」がすべて1月当たり80時間以内

時間外労働の上限規制のイメージ 法律による上限 (特別条項/年6か月まで) ✓年720時間 ✓複数月平均80時間\* ✓月100時間未満\* \*休日労働を含む 法律による上限 法定労働時間 (限度時間の原則) ✓1日8時間 ✓月45時間 ✓週40時間 ✓年360時間

保健衛生業10人未満 「週44時間制」

## 時間外労働等は、36協定の範囲内にしましょう

⇒ 労働基準法第32条、第36条

時間外労働・休日労働を行わせる場合には、Point4で締結した36協定の範囲内でなければなりません。

1年間=12か月

## (4) 休憩・休日について

## Point 1 休憩は確実に取得できるようにしましょう ⇒ 労働基準法第34条

- ・ 労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩が、労働時間の途中に必要です。
- · 休憩は、労働者の自由に利用させなければなりません。
- ・ 特に、次のような例がみられることから、夜間時間帯や利用者の食事時間帯においても、休憩が確実 に取得できるよう徹底してください。
  - 代替要員の不足等から夜勤時間帯の休憩が確保されていない例
  - 正午~午後1時などの所定の休憩時間に利用者の食事介助等を行う必要が生じ、休憩が確保されていない例

## Point ② 夜間勤務者等の法定休日を確保しましょう ⇒ 労働基準法第35条

- ・ 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければなりません。 (4週間を通じ4日の休日を与えることも認められます。)
- · この「休日」とは、単に連続24時間の休業を指すのではなく、 原則として暦日(午前0時から午後12時まで)の休業をいいます。

したがって、いわゆる「夜勤明け」の日は、法定休日には該当しませんので 注意してください。



#### ● シフト表の例と法定休日の考え方

例) 早出 6:00~15:00 遅出 14:00~23:00 夜勤 22:00~翌 7:00 (休憩各 1 時間)

氏 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
Aさん	早	早	早	遅	4	<b>*</b>	早	遅	遅	遅			夜	夜	夜	夜			早	早	早	遅			早	遅	遅	遅
Вさん	遅	遅	夜		早	遅	夜		早	遅	夜		1	早	夜	夜		卓	遲	夜	A	早	遅	夜	7		遅	遅
						Π				_										/			,	7				

青色の日については、暦日(午前0時から午後12時まで)としての休業が確保され、 「法定休日」と評価することができます。 赤色の日については、午前7時まで勤務しているため暦日としての休業が確保されておらず、

「法定休日」と評価することができません。

AさんとBさんのシフトは、月28日に対してどちらも20日出勤であり、週40時間はクリアしていますが・・・

- → Aさんのシフトは、法定休日も4週に4日以上あり、労働基準法上の問題はありません。
- → Bさんのシフトは、法定休日と評価できる日が4週に2日しかなく、法定の日数を下回っています。
  - → Bさんのシフトについては、改善が必要です。

## (5) 賃金について



## 労働時間に応じた賃金を、適正に支払いましょう

⇒ 労働基準法第24条

- · 賃金は、いかなる労働時間についても支払わなければなりません。
- ・ 労働時間に応じた賃金の算定を行う場合(時給制などの場合)には、交替制勤務における引継ぎ時間、業務報告書の作成時間等、介護サービスに直接従事した時間以外の労働時間も通算した時間数に応じた算定をしてください。※ I (3)Point 1(P.4)、 I Point3(P.14) 参照

#### ○ 賃金の算定の基礎となる労働時間

介護サービスに 直接従事する時間



I (3)Point1(P.4)の引継ぎ時間、業務報告書等の作成時間、会議等の時間、研修時間等、II Point3 (P.14,15)の移動時間、待機時間等、介護サービスに直接従事した時間以外の労働時間



この労働時間に応じ賃金を算定

・ また、使用者の責に帰すべき事由により労働者を休業させた場合には、休業手当を適正に支払わなければなりません。 ※ I Point 2 参照

## Point Poin

- ⇒ 労働基準法第37条
- · 時間外労働に対しては、25%以上(※)の割増賃金を支払わなければなりません。
- ※ 1か月に60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率は50%以上です(中小企業については、2023年3月31日まで適用が猶予されています。)。
- ・ 深夜業 (午後 10 時から午前 5 時までの労働) に対しては、25%以上の割増賃金を支払わなければなりません。
- ・ 休日労働に対しては、35%以上の割増賃金を支払わなければなりません。

## Point 3 最低賃金以上の賃金を支払いましょう

➡ 最低賃金法第4条

- ・ 賃金は、地域別最低賃金以上の金額を支払わなければなりません。
- ・ 地域別最低賃金は、産業や職種にかかわりなく、都道府県内のすべての労働者に対して適用される最低賃金として、都道府県ごとに定められています。

#### ○ 支払う賃金と最低賃金額との比較方法

宮城県最低賃金 時間給883円 令和4年10月1日

時間によって 定められた賃金 (時間給)



日、週、月等に よって定められ た賃金 当該期間における所定労働時間数

(日、週、月によって所定労働時 間数が異なる場合には、それ ぞれ1週間、4週間、1年間の平 均所定労働時間数) 2

最低賃金額 (時間額)

「比較の際に算入しない賃金」 臨時に支払われる賃金、一か月を超える期間ごとに支払われる賃金、 時間外・休日労働の分の賃金、深夜の割増し分の賃金、 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

## (6) 年次有給休暇について

## Point 1 非正規雇用労働者にも年次有給休暇を付与しましょう ⇒ 労働基準法第39条

・ 非正規雇用労働者も含め、6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対しては、年次有給 休暇を与えなければなりません。

#### 年次有給休暇の付与の要件 全労働日の 8割以上出勤 雇入日 6か月経過 契 契 契 契 契 契 6か月継続勤務※ 年次有給休暇 約 約 約 約 約 約 の付与 期 期 期 期 期 期 と判断される場合 (更新 (更新) (更新) (更新) (更新 間1 間 間 間 間 間 1 1 1 1 1 か か か か か か 継続勤務とは在籍期間を意味し、継続勤務かど 月 月 月 月 月 月 うかについては、勤務の実態に即し実質的に判断 すべきものです。

・ 所定労働日数が少ない労働者に対しても、所定労働日数に応じた年次有給休暇を与える必要があります。

#### ○ 年次有給休暇の日数

			雇	入日から起	算した継続	勤務期間。	ごとの年次	有給休暇	日数
週所定 労働時間	週所定 労働日数	1年間の所定 労働日数 ※	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年6か月 以上
30時間 以上			10日	118	12日	14⊟	16⊟	18⊟	20日
	5日以上	217日以上	100	110	120	140	100	100	200
	4日	169日から 216日まで	78	8⊟	9⊟	10日	12日	13⊟	15⊟
30時間 未満	3⊟	121日から 168日まで	5⊟	6⊟	6⊟	8⊟	9⊟	10日	11日
	2日	73日から 120日まで	3⊟	48	4⊟	5⊟	6⊟	6⊟	78
	1日	48日から 72日まで	18	2日	2日	2日	3⊟	3⊟	3⊟

<sup>※</sup> 週以外の期間によって労働日数が定められている場合

#### ○ 予定されている今後1年間の所定労働日数を算出し難い場合の取扱い

年次有給休暇が比例付与される日数は、原則として基準日(年次有給休暇付与日)において予定されている今後1年間の所定労働日数に応じた日数です。

ただし、予定されている所定労働日数を算出し難い場合には、基準日直前の実績を考慮して所定 労働日数を算出することとして差し支えありません。したがって、例えば、雇入れの日から起算し て6か月経過後に付与される年次有給休暇の日数については、過去6か月の労働日数の実績を2倍 したものを「1年間の所定労働日数」とみなして判断して差し支えありません。

- ・ 労使協定により、年次有給休暇について、5日の範囲内で時間を単位として与えることができます。
- · 法定の年次有給休暇が10日以上付与される労働者について、年5日の年次有給休暇の確実な取得が 義務付けられました(対象労働者には、管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。)。
- 労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、5年間(当分の間は3年間)保存する必要があります。

## Point 2 年次有給休暇の取得を抑制する不利益取扱いは しないようにしましょう → 労働基準法第136条

- ・ 年次有給休暇を取得した労働者に対して、 賃金の減額その他の不利益な取扱いをしてはいけません。
- ・ 例えば、精皆勤手当や賞与の額の算定に際して、年次有給休暇を取得した日を欠勤として取り扱うことは、不利益取扱いとして禁止されます。

## (7) 解雇・雇止めについて

Point 1

#### 解雇・雇止めを行う場合は、予告等の手続を取りましょう

➡ 労働基準法第20条、労働契約法第19条、有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準第1条ほか

・ やむを得ず労働者の解雇を行う場合には、少なくとも30日前までの予告が必要です。 予告を行わない場合には、解雇までの日数に応じた解雇予告手当を支払う必要があります。



- ・ 有期労働契約※を更新しない場合には、少なくとも30日前までの予告が必要です。
- ※ 3回以上更新されているか、1年を超えて継続して雇用されている労働者に係るものに限り、あらかじめ更新しない旨明示されているものを除きます。
- ・ 実質的に期間の定めのない契約と変わらないといえる場合や、雇用の継続を期待することが合理的であると考えられる場合、使用者が雇止めをすることが、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められないとき」は、雇止めが認められません。従来と同一の労働条件で、有期労働契約が更新されます。
- ・ 労働者から請求があった場合には、解雇・雇止めの理由等について、証明書を交付する必要があります。

#### 「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」 (平成15年厚生労働省告示第357号)について

有期労働契約については、契約更新の繰り返しにより、一定期間雇用を継続したにもかかわらず、突然、契約更新をせずに期間満了をもって退職させるなどの、いわゆる「雇止め」をめぐるトラブルが大きな問題となっています。この基準は、このようなトラブルの防止を図るため、労働基準法第14条第2項に基づき、使用者が講ずべき措置について定めたものです。

Point 2

## 解雇について労働契約法の規定を守りましょう

⇒ 労働契約法第16条、第17条第1項

- 期間の定めのない労働契約の場合
  - ⇒ 労働契約法の規定により、権利の濫用に当たる解雇は無効となります。
- 期間の定めのある労働契約(有期労働契約)の場合
  - ⇒ 労働者と有期労働契約を締結している場合には、やむを得ない事由がある場合でなければ、契 約期間中に解雇することはできません。期間の定めのない労働契約の場合よりも、解雇の有効性 は厳しく判断されます。

## (8) 労働者名簿、賃金台帳について

Point 1

#### 労働者名簿、賃金台帳を作成、保存しましょう

⇒ 労働基準法第107条、第108条、第109条

- ・ 労働者の労務管理を適切に行うため、労働者名簿を作成し、労働者の氏名、雇入れの年月日、退職の年月日及びその事由等を記入しなければなりません。
- ・ また、賃金台帳を作成し、労働者の氏名、労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、基本給等を賃金の支払の都度遅れることなく記入しなければなりません。
- ・ これらは労働関係に関する重要な書類ですので、それぞれ5年間(当分の間は3年間)保存してください。

	労 働 者 名 簿	賃 金 台 帳
記載事項	労働者の氏名、 雇入れの年月日、 退職の年月日及びその事由 等	労働者の氏名、賃金計算期間、 労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、 基本給、手当その他賃金の種類ごとにその額 等
保存期間	労働者の退職等の日から5年間 (当分の間は3年間)	最後の記入をした日又は当該賃金台帳に係る最後の 賃金支払期日のいずれか遅い日から5年間(当分の 間は3年間)

## (9) 安全衛生の確保について



#### 衛生管理体制を整備しましょう

⇒ 労働安全衛生法第12条、第12条の2、第13条、第18条ほか

- · 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、衛生管理者や産業医を選任し、また、衛生委員会を 設置する必要があります。
- ・ 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場は、衛生推進者を選任する必要があります。
- · これらの衛生管理体制を整備し、労働者の健康障害の防止、健康の保持増進、労働災害の防止な どを図りましょう。

## Point 🙎

#### 健康診断を確実に実施しましょう

⇒ 労働安全衛生法第66条、第66条の4、労働安全衛生規則第43条、第44条、第45条、第51条の2ほか

- ・非正規労働者も含め、常時使用する労働者に対しては、
  - 雇入れの際
  - 1年以内ごとに1回 ※
    - ※ 深夜業等の特定業務に常時従事する者については、 6か月以内ごとに1回

定期に健康診断を実施しなければなりません。

- ・ 短時間労働者であっても、下記①②のいずれにも該当する場合は「常時使用する労働者」として健康診断が必要です。
  - ① 期間の定めのない労働契約又は期間1年以上の有期労働契約により使用される者、契約更新により 1年以上使用され、又は使用されることが予定されている者
  - ② 週の労働時間数が、通常の労働者の週の労働時間数の4分の3以上である者
- ・ なお、健康診断の実施は法で定められたものですので、その実施に要した費用については、事業者が負担すべきものです。
- ・ 健康診断の結果で異常の所見があると診断された労働者については、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴かなければなりません。



# Point 3 ストレスチェックを実施しましょう

⇒ 労働安全衛生法第66条の10、労働安全衛生規則第52条の9ほか

- ・ 常時50人以上の労働者を使用する事業場では、常時使用する労働者に対し、1年以内に1回、 定期にストレスチェックを実施する必要があります。
- ストレスチェックの結果、「医師による面接指導が必要」とされた労働者から申出があった場合は、 医師に依頼して面接指導を実施し、その医師の意見を聴き、必要な措置を講じる必要があります。
- ・ ストレスチェックの実施者に、ストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計・分析しても らい、その結果を踏まえて、労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講じましょう。

## Point (4

## 過重労働による健康障害を防止しましょう

- ➡ 過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置、労働安全衛生法第66条の8ほか
- 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」に基づき、過重労働による 健康障害防止措置を講じてください。

「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」 (平成18年3月17日付け基発第0317008号。令和2年4月改正)の主な内容

- 時間外・休日労働の削減
  - 36協定は、限度基準((3) Point4参照)に適合したものとしてください。
  - 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めてください。
- 労働者の健康管理に係る措置の徹底
  - 時間外・休日労働が 1月あたり80時間を超え、疲労の蓄積が認められる(申出をした)労働者などに対し、医師 による面接指導等を実施してください。

## 労働災害の防止に努めましょう

- 労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、常に労働災害の防止に努めましょう。特に、災害が 多発している腰痛災害や転倒災害の防止に取り組んでください。
- 以下のガイドライン等を踏まえた災害防止対策を講じましょう。
  - 社会福祉施設における安全衛生対策~腰痛対策・KY活動~ (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075093.html)
  - 職場の危険の見える化(小売業、飲食業、社会福祉施設)実践マニュアル (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000110454 00003.html)
  - 看護・介護作業による腰痛を予防しましょう

(https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/kaigokango\_2.pdf)

- 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動
  - (https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html)
- STOP!転倒災害プロジェクト
  - (https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html)
- ノロウイルスに関するQ&A
  - (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html)
- 労働者に対しては、雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育を実 施しなければなりません。安全衛生教育の実施に当たっては、業務の実 態を踏まえ、上記災害の原因、その防止等に関する項目を盛り込むよう 配意しましょう。



## (10) 労働保険について

## Point 1 労働保険の手続を取りましょう

・ 労働保険とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険の総称です。

介護労働者を含め労働者を一人でも雇っていれば、その事業場は労働保険の適用事業場となりますので、労働保険の手続を取る必要があります。

## 労 働 保 険

#### 労災保険とは

労災保険とは、労働者が業務上の事由又は通勤により負傷等を被った場合等に、被災した労働者や遺族を保護するため必要な保険給付等を行うものです。

#### ■労災保険の対象となる労働者

労働契約の期間や労働時間の長短にかかわらず、 すべての労働者が労災保険の対象となります。



#### 雇用保険とは

雇用保険とは、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために必要な給付等を行うものです。

#### ■雇用保険の対象となる労働者

次のいずれにも該当する労働者が、原則として 雇用保険の対象となります。

- 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること
- ② 31日以上の雇用見込みがあること

## 訪問介護労働者に関する事項

#### ○ 訪問介護労働者と労働基準法

このパンフレットでいう「訪問介護労働者」は、

- ・訪問介護事業に使用される者であって、介護保険法に定める訪問介護に従事する訪問介護員又は介護福祉士・老人、障害者等の居宅において、入浴、食事等の介護やその他の日常生活上の世話を行う業務に従事する労働
- 者を指します。

事業場の中では、これらの方について、委託、委任、あるいは登録型などの呼称が用いられている場合がありますが、そのような場合でも、労働者に該当するかどうかについては使用者の指揮監督等の実態に即し総合的に判断され、労働者に該当する場合には労働基準法が適用されます。

なお、介護保険法に基づく訪問介護の業務に従事する訪問介護員等については、一般的には使用者の指揮監督の下にあること等から、労働基準法第9条の労働者に該当するものと考えられます。

#### 「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」 (平成16年8月27日付け基発第0827001号) について

訪問介護労働者については、その多くが通常単独で利用者宅を訪問し介護に従事するため、使用者が労働者を直接に指揮しその勤務状況を把握する機会が限られるなどの勤務実態があることなどから、賃金、労働時間等に係る法定労働条件が適正に確保されていない状況がみられたため、厚生労働省においては、平成16年に標記の通達を発出し、訪問介護労働者に係る労働基準法等関係法令の適用について取りまとめたところです。(参考資料1(P.16)参照)

この通達の内容はこのパンフレットにも盛り込まれていますが、そのうち移動時間の取扱い(Point3 (P.14)参照)等については、現在もなお一部に問題が認められるところです。

訪問介護に携わる皆様には、このパンフレット等をご活用いただき、 訪問介護労働者の法定労働条件を適正に確保されるようお願いします。

# Point 1

## 訪問介護労働者にも就業規則を周知しましょう → 労働基準法第106条

・ 就業規則は労働者に周知する必要がありますが(I(2)Point 3(P.3)参照)事業場に 赴く機会の少ない訪問介護労働者については、書面を交付することによる方法で周 知することが望ましいものです。



#### Point 2

## 休業手当を適正に支払いましょう

⇒ 労働基準法第26条

- ・ 使用者の責に帰すべき事由により、労働者を休業させた場合には、使用者は休業手当として平均賃金の 100分の60以上の手当を支払わなければなりません。※ I(5) Point 1(P.7)参照
- ・ 利用者からのキャンセル、利用時間帯の変更を理由として労働者を休業させる場合には、他の利用者宅での勤務等、その労働者に代替業務を行わせる可能性等を含めて判断し、使用者として行うべき最善の努力を尽くしたと認められない場合には、休業手当の支払が必要です。

労働者の休業

利用者からの介護サービスのキャンセル 利用者からの介護サービスの日程変更 など

使用者の責に帰すべき事由に該当する場合

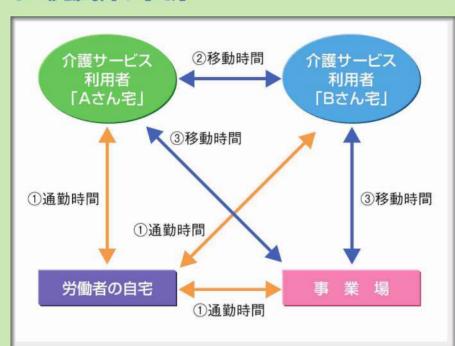
#### 休業手当

平均賃金の 100分の60以上の 手当の支払

## Point 3 移動時間等が労働時間に当たる場合には、これを 労働時間として適正に把握しましょう → 労働基準法第32条ほか

- ・ 労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間をいい、介護サービスを提供している時間に限るもので はありません。
- ・ 移動時間、待機時間等についても、以下のような場合には労働時間に該当し、使用者は適正にこれを把握、 管理する必要があります。 ※ I(3) Point 1(P.4) 参照

#### ○ 移動時間の考え方



移動時間とは、事業場、集合場所、利用者宅の相互間を移動する時間をいい、この移動時間については、使用者が業務に従事するために必要な移動を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には、労働時間に該当します。

なお、通勤時間(左の例では①) はここでいう移動時間に該当しま せん。

具体的には、指揮監督の実態により判断するものであり、 例えば②又は③の移動時間であって、その時間が通常の移動に要する時間程度である 場合には、労働時間に該当するものと考えられます。

#### ケースA 労働時間(休憩時間を除く。) 自宅から Aさん宅で 事業場 Bさん宅で Bさん宅 自宅へ 事業場 で勤務 Aさん宅 時 介護サービス へ移動 へ移動 介護サービス 直帰 へ直行

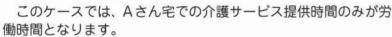
このケースでは、Aさん宅での介護サービス開始時刻から、Bさん宅での介護サービス終了時刻までの時間のうち、休憩時間を除いたものが労働時間となります。



このケースでは、Aさん宅での介護サービス提供時間、Bさん宅への移動時間及びBさん宅での介護サービス提供時間が労働時間となります。移動時間はBさん宅への移動に要した時間であり、それ以外の「空き時間」については、その時間には労務に服する必要がなく、労働者に自由利用が保障されている限り、労働時間として取り扱う必要はありません(Aさん宅での介護サービス終了時刻からBさん宅での介護サービス開始時刻までの時間すべてを労働時間として取り扱う必要はありません。)。

#### ケースC







- QI
- 訪問介護の業務に従事した時間に対して支払う賃金額と、移動時間に対して支払う賃金額は、異なってもよいですか。
- A1)

訪問介護の業務に直接従事する時間と、それ以外の業務に従事する時間の賃金水準については、最低賃金額を下回らない範囲であれば、労使の話し合いによって決定することは差し支えありません。

Q2)

当社A事業場では、過去3ヶ月間にわたり移動時間を把握した結果、特別の事情がない限り、1回当たりの移動時間が15分を上回らないことが判明しました。そこで、A事業場においては、移動時間を15分と定め、移動1回当たり15分に相当する賃金を支払うこととし、15分を超えた場合には、超過した時間分の賃金を追加して支払うことを検討していますが、可能ですか。

A2)

移動時間を含め労働時間を適切に管理することは使用者の責務であり、移動に要した時間を確認し、記録する必要があります。移動に係る賃金は、このようにして把握した労働時間に基づき算定するのが基本となります。

ご質問のように、事務処理の簡素化のため移動に係る賃金を定額制とすることは、実 労働時間に基づき支払うべき賃金が定額を超える場合に超過分を支払うのであれば、 労働者に不利益とはなりませんので、可能と考えられます。この場合、雇入通知書や就 業規則でその旨を明示する必要があります。なお、定額制を取り入れても労働時間の 把握は必要であるとともに、超過分を支払わないことは賃金の一部不払となることに 留意してください。

#### ○ 待機時間の考え方

待機時間については、使用者が急な需要等に対応するため事業場等において待機を命じ、当該時間の自由 利用が労働者に保障されていないと認められる場合には、労働時間に該当します。

## 訪問介護労働者の法定労働条件の確保について

平成16年8月27日付け基発第0827001号

訪問介護事業においては、介護保険法(平成9年法律第 123 号)の施行以来事業場数が増加する中で、同事業に使用される 労働者の多くが通常単独で利用者宅を訪問し介護に従事するため、使用者が労働者を直接に指揮しその勤務状況を把握する機会 が限られるなどの勤務実態があること、また、事業開始後間もないため、労働基準法等関係法令に関する理解が必ずしも十分ではな い事業場が少なくないことなどから、賃金、労働時間等に係る法定労働条件が適正に確保されていない状況がみられるところである。

このような状況を踏まえ、今般、訪問介護労働者に係る労働基準法等関係法令の適用について、下記のとおり取りまとめたところである。

ついては、監督指導時はもとより、関係行政機関と連携・協力の上、別途送付する周知用資料を活用して、関係事業者団体への周知、集団指導の実施等により、この内容を徹底し、訪問介護労働者の法定労働条件の確保に遺憾なきを期されたい。

記

#### 1 定義等

#### (1)本通達における訪問介護労働者の定義

本通達における訪問介護労働者とは、訪問介護事業に使用される者であって、介護保険法に定める訪問介護に従事する訪問介護員若しくは介護福祉士(以下「訪問介護員等」という。)又は、老人、障害者等の居宅において、入浴、食事等の介護やその他の日常生活上の世話を行う業務(「日本標準産業分類(平成14年3月改訂)」中の7592「訪問介護事業」参照。)に従事するものをいう。したがって、介護保険法の適用の有無にかかわらないものであること(訪問介護労働者が従事するこれらの業務を以下「訪問介護の業務」という。)。

この訪問介護の業務に従事する者の中には、委託、委任等の呼称が用いられている場合もあるが、労働者に該当するかどうかについては、使用者の指揮監督等の実態に即し総合的に判断すること。

なお、介護保険法に基づく訪問介護の業務に従事する訪問介護員等については、一般的には使用者の指揮監督の下にあること等から、労働基準法(以下「法」という。)第9条の労働者に該当するものと考えられること。

#### (2)訪問介護労働者の勤務形態

訪問介護労働者については、①正社員、嘱託社員等の名称にかかわらず、当該事業場で定める所定労働時間を勤務する労働者、②短時間労働者であって、労働日及び労働日における労働時間が定型的・固定的に定まっている労働者のほか、③短時間労働者であって、月、週又は日の所定労働時間が、一定期間ごとに作成される勤務表により、非定型的に特定される労働者(以下「非定型的パートタイムヘルパー」という。)、④短時間労働者であって、急な需要が生じた場合にのみ臨時に雇入れられる労働者など、種々の勤務形態のものがみられる。

これらの中で、非定型的パートタイムヘルパーは、訪問介護労働者の多数を占めており、利用者からの訪問介護サービスの利用申込みに連動して、 月、週又は日の所定労働時間が非定型的に特定されるため、労働条件の明示、労働時間の把握、休業手当の支払、賃金の算定等に関して、労働 基準法等関係法令上の問題点が多くみられること。

#### 2 訪問介護労働者の法定労働条件の確保上の問題点及びこれに関連する法令の適用

#### (1)労働条件の明示

訪問介護事業においては、訪問介護労働者の雇入れ時に、労働条件の明示がなされないことやその明示内容が不十分であることなどにより、労働条件の内容を巡る問題が生じている場合も認められるところであるが、労働条件の明示に当たっては、以下の事項に特に留意する必要があること。

#### ア 労働契約の期間

非定型的パートタイムへルパー等については、労働日と次の労働日との間に相当の期間が生じることがあるが、当該期間も労働契約が継続しているのかどうかを明確にするため、労働条件の明示に当たっては、労働契約の期間の定めの有無並びに期間の定めのある労働契約の場合はその期間及び労働契約を更新する場合の基準を明確に定めて書面を交付することにより明示する必要があること(法第15条第1項、労働基準法施行規則(以下「規則」という。)第5条第1項第1号及び第1号の2、同条第3項)。

なお、労働契約を更新する場合においては、その都度改めて労働条件を明示する必要があること。

#### イ 就業の場所及び従事すべき業務等

明示しなければならない労働条件のうち、就業の場所及び従事すべき業務(規則第5条第1項第1号の3)、労働日並びにその始業及び終業の時刻、休憩時間(同項第2号。以下「労働日及びその勤務時間帯」という。)については、これが月ごと等の勤務表により特定される場合には、勤務の種類ごとのこれらに関する考え方を示した上で、当該労働者に適用される就業規則上の関係条項名を網羅的に示し、契約締結時点での勤務表を示すことで足りること。

#### (2)労働時間及びその把握

訪問介護事業においては、非定型的バートタイムヘルパー等が訪問介護の業務に直接従事する時間以外の時間を労働時間としていないものが認められるところであるが、訪問介護労働者の移動時間や業務報告書等の作成時間などについて、以下のアからエにより労働時間に該当する場合には、適正にこれを把握する必要があること(法第32条)。

#### ア 移動時間

移動時間とは、事業場、集合場所、利用者宅の相互間を移動する時間をいい、この移動時間については、使用者が、業務に従事するために必要な移動を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には、労働時間に該当するものであること。

具体的には、使用者の指揮監督の実態により判断するものであり、例えば、訪問介護の業務に従事するため、事業場から利用者宅への移動に要した時間や一の利用者宅から次の利用者宅への移動時間であって、その時間が通常の移動に要する時間程度である場合には労働時間に該当するものと考えられること。

#### イ 業務報告書等の作成時間

業務報告書等を作成する時間については、その作成が介護保険制度や業務規定等により業務上義務付けられているものであって、使用者の 指揮監督に基づき、事業場や利用者宅等において作成している場合には、労働時間に該当するものであること。

#### ウ 待機時間

待機時間については、使用者が急な需要等に対応するため事業場等において待機を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には、労働時間に該当するものであること。

#### 工 研修時間

研修時間については、使用者の明示的な指示に基づいて行われる場合は、労働時間であること。また、研修を受講しないことに対する就業規 則上の制裁等の不利益な取扱いがある場合や研修内容と業務との関連性が強く、それに参加しないことにより、本人の業務に具体的に支障が 生ずるなど実質的に使用者から出席の強制があると認められる場合などは、たとえ使用者の明示的な指示がなくとも労働時間に該当するものであ ること。

#### (3)休業手当

訪問介護事業においては、利用者からの利用申込みの撤回を理由として労働者を休業させた場合に、休業手当を支払っていないものが認められるところであるが、労働日及びその勤務時間帯が、月ごと等の勤務表により訪問介護労働者に示され、特定された後、労働者が労働契約に従って労働の用意をなし、労働の意思を持っているにもかかわらず、使用者が労働日の全部又は一部を休業させ、これが使用者の責に帰すべき事由によるものである場合には、使用者は休業手当としてその平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければならないこと(法第26条)。

したがって、利用者からの利用申込みの撤回、利用時間帯の変更を理由として労働者を休業させる場合には、例えば、他の利用者宅での勤務の可能性について然るべき検討を十分に行ったかどうか等当該労働者に代替業務を行わせる可能性等を含めて判断し、使用者として行うべき最善の努力を尽くしたと認められない場合には、使用者の責に帰すべき事由があるものとして休業手当の支払が必要となること。

ただし、利用者からの利用申込みの撤回、利用時間帯の変更の要請に対し、使用者が当該労働者に対し他の利用者宅で勤務させる等代替業務の提供を行った場合、あるいは、就業規則の規定に基づく始業・終業時刻の繰上げ、繰下げによる勤務時間帯の変更や休日の振替による労働日の変更を行い他の利用者宅で勤務させる等必要な業務の提供を行った場合には、休業手当の支払は必要ないこと。

なお、1日の労働日の一部のみ、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合についても、現実に就労した時間に対して支払われる賃金が1日分の平均賃金の100分の60に満たないときは、その差額を支払わなければならないこと。

#### (4)賃金の算定

- ア 訪問介護事業においては、訪問介護の業務に直接従事する時間以外の労働時間である移動時間等について、賃金支払の対象としているのかどうかが判然としないものが認められるところであるが、賃金はいかなる労働時間についても支払われなければならないものであるので、労働時間に応じた賃金の算定を行う場合は、訪問介護の業務に直接従事する時間のみならず、上記(2)の労働時間を通算した時間数に応じた賃金の算定を行うこと。
- イ 訪問介護の業務に直接従事する時間と、それ以外の業務に従事する時間の賃金水準については、最低賃金額を下回らない範囲で、労使の 話合いにより決定されるべきものであること。

賃金が最低賃金額以上となっているかどうかは、

- ① 時間によって定められた賃金(以下「時間給」という。)の場合は、当該時間給を時間によって定められた最低賃金額(時間額)と、
- ② 日、週、月によって定められた賃金の場合は、その金額を当該期間における所定労働時間数で除した当該時間当たりの金額を時間によって 定められた最低賃金額(時間額)と、

比較することにより判断するものであること(最低賃金法第4条、最低賃金法施行規則第2条)。

なお、労働者の受ける賃金について、基本給が時間給により、その他職務手当等が月によって定められた賃金により定められているなど、上記① 及び②の賃金で構成される場合には、当該基本給と職務手当等についてそれぞれ①及び②の方法により時間当たりの金額を算出し、その合計額を、時間によって定められた最低賃金額(時間額)と比較すること。

ウ 訪問介護労働者は、利用者宅に移動することを前提に訪問介護の業務に従事するものであり、通常その移動に要する費用については、事業 の必要経費との性格を有し、事業場が実費弁償として支給している旅費、交通費等は、一般的には労働の対償ではないことから賃金とは認めら れないので、最低賃金額との比較に当たっては、比較対象の賃金額には算入しないこと。

#### (5)年次有給休暇の付与

訪問介護事業においては、年次有給休暇について、短期間の契約期間が更新され6箇月以上に及んでいる場合であっても、例えば、労働契約が1箇月ごとの更新であることを理由に付与しない例が認められるところであるが、雇入れの日から起算して6箇月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤している場合には、法に定めるところにより年次有給休暇を付与する必要があること(法第39条)。なお、年次有給休暇の付与要件である「継続勤務」とは、在籍期間を意味し、継続勤務かどうかについては、単に形式的にのみ判断すべきものでなく、勤務の実態に即し実質的に判断すべきものであること。

また、非定型的パートタイムヘルパー等について、年次有給休暇が比例付与される日数は、原則として基準日において予定されている今後1年間の所定労働日数に応じた日数であるが、予定されている所定労働日数を算出し難い場合には、基準日直前の実績を考慮して所定労働日数を算出することとして差し支えないこと。したがって、例えば、雇入れの日から起算して6箇月経過後に付与される年次有給休暇の日数については、過去6箇月の労働日数の実績を2倍したものを「1年間の所定労働日数」とみなして判断することで差し支えないこと。

#### (6) 就業規則の作成及び周知

使用者の中には、短時間労働者である訪問介護労働者については、就業規則の作成要件である「常時 10 人以上の労働者」には含まれないと誤解をしているものが認められるが、短時間労働者であっても「常時 10 人以上の労働者」に含まれるものであること(法第 89 条)。

また、就業規則については、常時事業場内の各作業場ごとに掲示し、又は備え付ける等の方法により労働者に周知する必要があること(法第106条第1項)。なお、事業場等に赴く機会の少ない非定型的パートタイムヘルパー等への周知については、書面を交付することによる方法を講ずることが望ましいこと(規則第52条の2第2号参照)。

#### (7)労働者名簿及び賃金台帳の調製及び保存

訪問介護事業においては、訪問介護労働者の労務管理を適切に行うため、各事業場ごとに労働者名簿を調製し、労働者の氏名、雇入の年月日、退職の年月日及びその事由等を記入するとともに(法第107条、規則第53条)、賃金台帳を調製し、労働者の氏名、賃金計算期間、労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、基本給、手当その他賃金の種類毎にその額等を賃金の支払の都度遅滞なく記入する必要があること(法第108条、規則第54条)。

なお、訪問介護労働者に係る労働時間数等について、当該労働者が作成する業務報告書等により把握している場合は、使用者は、労働時間の 実態を正しく記録し、適正に報告を行うことについて、当該労働者に対し十分な説明を行うこと。

また、労働者名簿及び賃金台帳については、労働関係に関する重要な書類であるので、労働者名簿については労働者の退職等の日から、賃金台帳については最後の記入をした日から、それぞれ3年間保存する必要があること(法第109条、規則第56条)。

#### 労働条件通知書

	年 月 日
is .	
	使用者職氏名
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり (年月日) 日~年月日) ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無
	[自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他( )] 2 契約の更新は次により判断する。
	・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他( ))
	【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間: I (高度専門)・Ⅱ (定年後の高齢者) I 特定有期業務の開始から完了までの期間 ( 年 か月 (上限 10 年)) Ⅱ 定年後引き続いて雇用されている期間
就業の場所	
従事すべき	
業務の内容	【有期雇用特別措置法による特例の対象者(高度専門)の場合】 ・特定有期業務(開始日:完了日:)
始彰 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業 ( 時 分) 終業 ( 時 分) 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等; ( ) 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。
休 及び 勤 務 日	・定例日;毎週 曜日、国民の祝日、その他(       )         ・非定例日;週・月当たり 日、その他(       )         ・1年単位の変形労働時間制の場合-年間 日(勤務日)       日         毎週(       )、その他(         ○詳細は、就業担別第一条の第一条の第一条の第一条の第一条の第一条の第一条の第一条の第一条の第一条の
休暇	<ul><li>○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条</li><li>1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日</li></ul>
	継続勤務 6 か月以内の年次有給休暇 (有・無) → か月経過で 日
	時間単位年休(有・無) 2 代替休暇(有・無)
	3       その他の休暇 有給(         無給(       )
	○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条

賃 金	1 基本賃金 イ 月給 (円)、ロ 日給 (円)
7,31,41	ハ 時間給( 円)、
	二 出来高給(基本単価 円、保障給 円)
	ホ その他 ( 円)
	へ 就業規則に規定されている賃金等級等
	2 諸手当の額又は計算方法
	イ(手当 円 /計算方法: )
	口( 手当 円 /計算方法: )
	ハ( 手当 円 /計算方法: )
	二( 手当 円 /計算方法: )
	3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率
	イ 所定時間外、法定超 月60時間以内( )%
	月60時間超 ( )%
	所定超 ( )%
	口 休日 法定休日( )%、法定外休日( )%
	ハ 深夜( )%
	4 賃金締切日( ) 一毎月 日、( ) 一毎月 日
	5 賃金支払日( ) 一毎月 日、( ) 一毎月 日         6 賃金の支払方法( )
	7 労使協定に基づく賃金支払時の控除(無 , 有( ))
	8 昇給(有(時期、金額等),無)
	9 賞与( 有(時期、金額等 ) , 無 )
	10 退職金 ( 有 (時期、金額等 ) , 無 )
退職に関す	1 定年制 ( 有 ( 歳) , 無 ) 2 継続雇用制度( 有( 歳まで) , 無 )
る事項	2 継続雇用制度(有( 歳まで) , 無 ) 3 自己都合退職の手続(退職する 日以上前に届け出ること)
	4 解雇の事由及び手続
	  ○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条
その他	
その他	・社会保険の加入状況 ( 厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他 ( ) ) ・雇用保険の適用 ( 有 , 無 )
	・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口
	部署名 担当者職氏名 (連絡先 )
	・その他(
	・具体的に適用される就業規則名()
	※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。
	労働契約法第18条の規定により、有期労働契約(平成25年4月1日以降に開始するも
	の)の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者か
	ら申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない
	労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合
	は、この「5年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなり
	ます。

<sup>※</sup> 以上のほかは、当社就業規則による。

<sup>※</sup> 本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び短時間労働者の雇用管理の改善等に 関する法律(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律)第6条に基づく文書の 交付を兼ねるものであること。

<sup>※</sup> 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

## 介護労働者を使用する事業場への支援策のご案内

#### 介護労働者の雇用管理について相談する

(公財) 介護労働安定センターで、介護労働者の雇用管理についての相談をお聞きしています。

●相談内容:「処遇改善」、「キャリアパスの構築」、「効果的研修の実施」、「夜間勤務の 改善」など、介護労働者の雇用管理について

> 問い合わせ先:(公財)介護労働安定センター各支部所 http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/list.html

#### 労務管理や安全衛生に係る基本的な知識を習得したい

事業場における適正な職場環境の形成に向け、労務管理や安全衛生管理などについて、 説明会の開催や専門家の派遣による支援を無料で行う事業です。

〈委託事業名称〉 就業環境整備·改善支援事業

●実施内容:「説明会の開催」「専門家の派遣による支援」 ※労務管理等一般に関する内容であり、介護に特化したものではありません。

お問い合わせ先など詳細は、厚生労働省HPをご覧ください。

就業環境整備・改善支援事業



#### 介護福祉機器の導入や雇用管理制度の整備を行う

人材定着のために雇用環境の整備を行う介護事業主へ助成金を支給します。

- ●介護労働者の身体的負担の軽減につながる機器を導入し、離職率の低下に取り組んだ場合
  - → 人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース)
- ●雇用管理制度の導入・実施を通じて離職率の低下に取り組んだ場合
  - → 人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)

詳細はこちら:人材確保等支援助成金のご案内

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 07843.html

問い合わせ先:都道府県労働局職業安定部またはハローワーク

#### 介護用リフトの導入など職場環境の改善を行う

働く高齢者を対象として職場環境を改善するため、身体機能の低下を補う設備・装置 の導入などの対策に要した費用を補助対象とします。

〈補助金名称〉エイジフレンドリー補助金

●対象事業者:中小企業事業者

●補助金額:要した経費の1/2(上限100万円)

●補 助 対 象:高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費(介護におけるリフト、

スライディングシート等の導入、移乗支援機器等の活用など)

●補助事業の詳細はHPをご覧ください。

https://www.mhlw.go.ip/stf/newpage 09940.html

#### そのほかの介護労働者を使用する事業場への支援策は厚生労働省HPをご覧ください。

厚生労働省 介護労働者の雇用

ご不明な点(このページに関するものは除く。)は、最寄りの労働基準監督署、 都道府県労働局労働基準部にお問い合わせください。



# 労働基準法・最低賃金法などに定められた

# 届出や申請は 電子申請 を利用しましょう!

#### 届出・申請可能な主な手続

● 労働基準法に定められた届出 ・・・・・・・・・・・ 51 種類

時間外・休日労働に関する協定届(36協定届)

就業規則(変更)届出

1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など

● 最低賃金法に定められた申請 ・・・・・・・・・・・・・ 9 種類

最低賃金の減額特例許可の申請 など

NEW

#### ① 電子署名・電子証明書は不要です!

令和3年4月から、

① e-Gov からアカウントを登録 ② フォーマットに必要事項を入力

の2ステップで、届出・申請が可能になります!



**NEW** 

#### ② 事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、36 協定の本社一括届出が可能になります。

これまでは、全ての事業場について1つの過半数労働組合と36協定を締結している場合のみ、本社一括届出が可能でしたが、

令和3年3月末から、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り36協定の本社一括届出が可能になります。

労働者代表

D支店:過半数労働組合d 🔷

 A支店:過半数<u>労働組合a</u>
 A協定

 B支店:過半数<u>代表者b</u>
 B協定

 C支店:過半数代表者c
 C協定

電子申請に限り本社一括届出可

使用者





労働基準監督署

※36協定届は最大30,000事業場、就業規則(変更)届は最大2,500事業場について一度に申請可能です。申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

D協定

#### ③ 控え文書への受付印がもらえます!

| March | Marc

- ✔ 36協定届
- ✔ 就業規則(変更)届
- ✓ 1年単位の変形労働時間制に関する協定届 について受付印を受け取ることができます。

(※イメージ

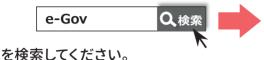
## 電子申請の利用方法・お問合せ先は裏面をご確認ください

#### 電子申請の利用方法

「e-Gov (イーガブ)」のホームページから 電子申請が利用できます。

(https://shinsei.e-gov.go.jp)

○ホームページは







電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、

e-Gov Q検索で検索してください。

#### 電子申請に関してご不明な点については、以下のお問合せ先にご相談ください。

- **✓ Q. e-Govアカウントの取得方法がわからない**
- **✓ Q. 操作方法がわからない**
- ① 事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先

e-Gov利用者サポートデスク

まずはe-Gov上の「ヘルプ」や「よくあるご質問」をご確認いただいた上で、ご不明点はe-Gov利用者サポートデスクにお問合せ下さい。

- ■電話番号 050-3786-2225 (通話料金はご利用の電話回線により異なります。)
- ■受付時間 4・6・7月 平日 午前9時から午後7時まで

土日祝日 午前9時から午後5時まで

5・8~3月 平日 午前9時から午後5時まで(土日祝日、年末年始は休止)

- ■Webお問合せ https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact
- ✓ Q. 36協定届に記載する内容など、制度について聞きたい
- ② 各届出などに関するお問い合わせ先

労働基準法などに基づく届出などについてご不明な点があれば、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。 【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

③ 労働基準法などの手続に関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続に関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを 掲載していますので、ご参照ください。

○ ホームページは「労基法等 電子」で検索! ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html



○【厚生労働省ホームページの進み方】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」

## 宮城労働局第14次労働災害防止推進計画の概要

令和5年(2023年)4月1日~令和10年(2028年)3月31日までの5か年計画

#### 計画の方向性

- 厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスであると周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図っていく。
- 引き続き、中小事業主なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、**どのような働き方においても**、 **労働者の安全と健康を確保する**とともに、誠実に安全衛生に取り組まず労働災害の発生を繰り返す事業者に対して は厳正に対処する。

#### 重点対策

労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 (社会福祉施設における該当項目は以下のとおり)

(ア)

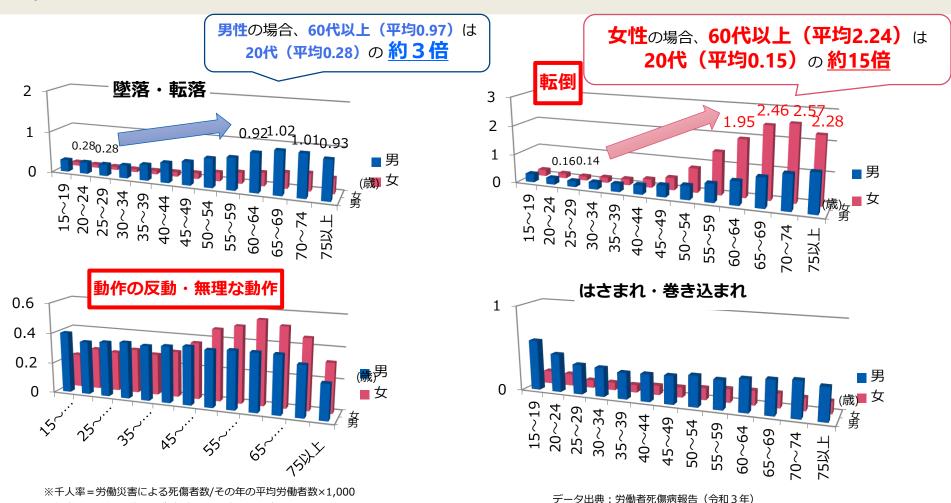
- ●転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年までに 50%以上とする。
- 卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率 を2027年までに**80%以上**とする。
- ●介護・看護作業において、**ノーリフトケアを導入している事業場の割合**を2023年と比較して 2027年までに**増加**させる。

## 事故の型別毎の労働災害発生状況

- ■転倒は、高年齢になるほど労働災害発生率が上昇。
- ■高年齢女性の転倒災害発生率は特に高い。

※便宜上、15~19歳の死傷者数には14歳以下を含めた。

⇒ 年齢の上昇に着目した対策は転倒、墜落・転落で特に重要な課題 (とりわけ中高年齢女性の転倒防止)



: 労働力調査(基本集計・年次・2021年)

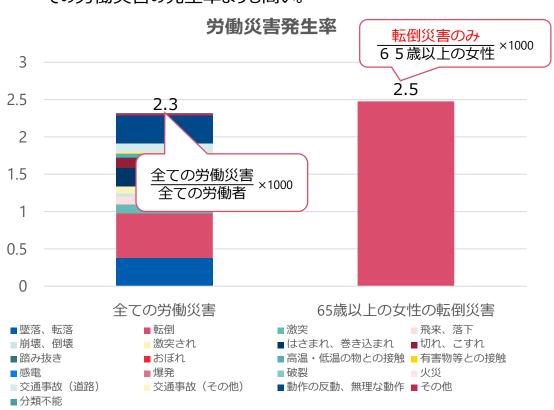
(ア) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

#### 事業者に取り組んでもらいたいこと【転倒予防対策】

転倒災害は、 加齢による**骨密度の低下が顕著な中高年齢女性**を始めとして、極めて**高い発生率**となっており、**対策を 講ずべきリスク**であることを認識する。

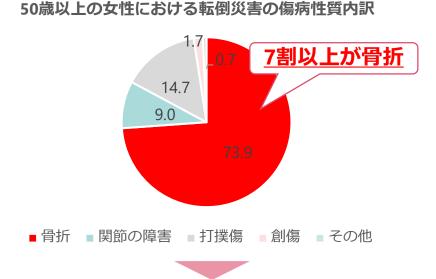
#### ■ 転倒災害の発生率

高年齢女性は、転倒災害の発生率だけで、全労働者の全 ての労働災害の発生率よりも高い。



#### ■ 転倒災害のリスク

中高年齢女性は、**骨密度の低下により、骨折しやすい**ため、休業日数が1ヶ月を超える重篤な災害になり得る。



全ての労働者の

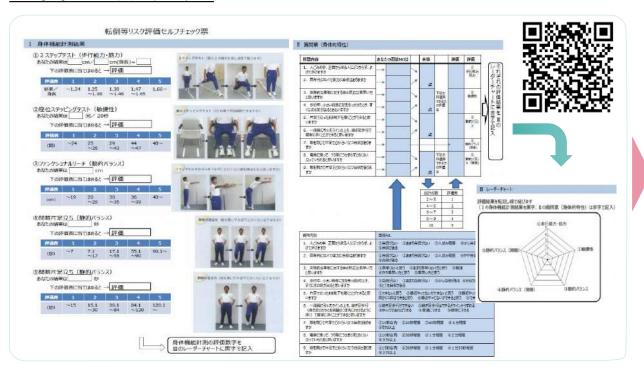
転倒災害による平均休業見込日数は47日(令和3年)

<u>(ア)労働者(中高年齢</u>の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

#### 事業者に取り組んでもらいたいこと【転倒予防対策】

転倒しにくい環境づくり(段差の解消・見える化、通路や作業場所の床の水等の拭き取り、整理整頓の徹底等のハード対策)だけでなく、個々の労働者の転倒や怪我のしやすさへの対応(**転倒等リスクチェックの実施と結果を踏まえた運動プログラムの導入等、骨粗しよう症検診の受診勧奨**等のソフト対策)に取り組む。

#### ■ 転倒等リスクチェック



#### ■運動プログラムの導入等

労働者の身体機能低下を抑制し、転倒災害を予防する。

中災防

転倒災害防止のための身体機能向上セミナー

厚生労働省 毎日3分でできる 転びにくい体をつくる職場エクササイズ



## ■骨粗しょう症検診の受診勧奨

特に高年齢女性に対して、市町村が実施する「骨粗しょう症検診」の受診を勧奨する。

(ア) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

#### 事業者に取り組んでもらいたいこと

特に第三次産業において、注意喚起をしておくことで防げた災害も多いことから、パート・アルバイトの労働者も含め て安全衛生教育を着実に実施する。

#### ■ 安全衛生教育の実施

小売業では47%、医療・福祉では44%が**正社員以外への雇入時教育を未実施**(平成28年)

(小売業や介護施設等では人手不足により業務多忙が常態化していること等から、雇入時教育等の安全衛生教育が適切に実施されているとはいえない実態がある。)

#### 動画を活用して労災事故発生防止!



食品スーパーマーケットというパートタイム社員やアルバイト社員が多い業種のため、入社時の安全教育や継 続的な啓蒙活動を、より分かり易く伝えるための動画教材を作成しました。

店舗社員が普段からよく知っている、営業や店舗支援業務を担う部署に属する社員が、 自ら説明することでより具体的 で伝わりやすい内容となりました。



#### 【その結果】

- 労災事故の発生防止につながり、新規出店や 社員の人れ替わりにより新規入社者が多い中 でも、発生件数の千人率は過去最低となって いる。
- ・また、伝える内容にプレがなくなり、全店での 安全教育のスタンダードレベルのアップにも 懸がった。

#### アウトプット指標(2027年まで)

- 転倒災害防止(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む 事業場の割合を50%以上とする。
- 卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外の 労働者への安全衛牛教育の実施率を80%以上とする。

事故を未然に予見する!KYT活動(危険予知トレーニング)

CAINZ

・危険予知ができるメンバーを育成し、事故を予見するこ

- 店舗メンバー:約24.000人が在籍
- パート、アルバイトへの安全教育が行き届いていない
- ・店舗規模(従業員数)が30人~250人と格差が大きい

- ・デジタルツール「Forms」を利用し、システム開発費用はなし
- ・店舗用スマホ型端末を使用し、個々の労働者のスケジュールに合わせて危険予知トレーニングを実施できる
- 前月の労働災害を題材にすることが可能であり、毎月繰り返し実施する事で継続的な教育ができる

# 月度 Κ Υ T(危険予知トレーニング)活動

- カゴ車の車輪で足を踏む
- カゴ車が転倒して下敷きになる
- カゴ車の底板が抜ける
- ※毎月、15~25間前後出題

全店舗 (24,000人)

#### 【定量的効果】

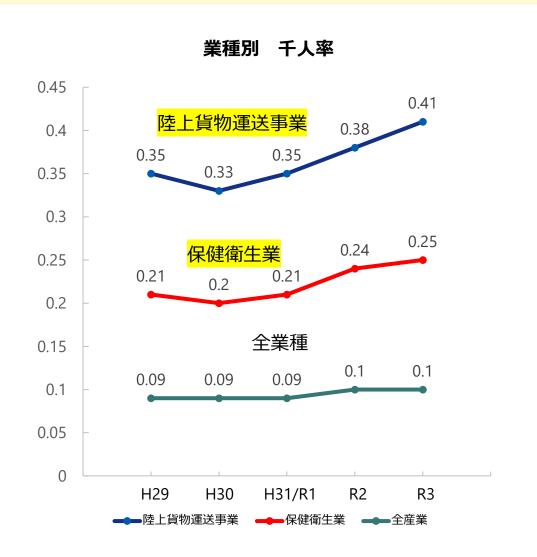
- ·月間平均実施率:88%
- · 月間平均実施人数:約20,000~21,000人

#### アウトカム指標(2027年まで)

- 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と 比較して男女ともその増加に歯止めをかける。
- 転倒による平均**休業見込日数を40日以下**とする。

## 職場の腰痛災害を取り巻く現状

腰痛災害は、**陸上貨物運送事業、保健衛生業で多発**しており、職場復帰まで長い期間がかかるほか、経験年数の短い労働者も被災している



#### 【陸上貨物運送事業の災害事例】



被災	被災者情報							
年齢、性別	20代、男性							
休業日数	<mark>1か月</mark>							
経験年数	1年							

納品先で台車を使って運んでいたところ、荷が倒れそうになったので支えた際に腰に痛みを感じた

#### 【保健衛生業の災害事例】



被災者情報							
年齢、性別	20代、女性						
休業日数	<mark>3か月</mark>						
経験年数	1か月以内						

浴場に移送するため利用者を抱え上げようとして、腰 に痛みを感じた直後動けなくなった

(ア) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

## 事業者に取り組んでもらいたいこと【作業に合った腰痛予防対策】

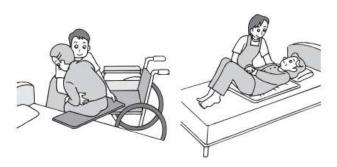
**介護・看護**:身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入

**荷物取扱い**:人力による重量物の取扱いをできるだけ避け、**リフターや自動搬送装置**を使う

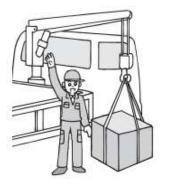
**重量物注意の警告表示**を行っている 等



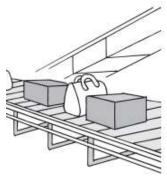
抱え上げない介護・看護で、腰痛を防止しましょう!



【スライディングボード】【スライディングシート】



【リフター】



【自動搬送装置】



【重量物注意の警告表示】

#### アウトプット指標(2027年まで)

■ 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して増加させる。

#### アウトカム指標(2027年まで)

■ 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を 2022年と比較して減少させる。

## 令和5年度「働き方改革推進支援助成金」 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に 取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

#### 課題別にみる助成金の活用事例

企業の 課題 新たに機械・設備を 導入して、生産性を 向上させたい!

助成金 による 取組 労働能率を増進する ために設備・機器な どを導入

改善の 結果



新たな機器・設備を 導入して使用するよ うになったところ、 実際に労働能率が増 進し、時間当たりの 生産性が向上した。 始業・終業時刻を手書きで記録しているが、管理上のミスが 多い!

労務管理用機器や、 ソフトウェアを導入



記録方法を台帳から ICカードに切り替え たことで、始業・終 業時刻を正確に管理 できるようになり、 業務量の平準化につ ながった。 業務上の無駄な作業 を見直したいが、何 をすればいいか分か らない!



外部の専門家による コンサルティングを 実施



専門家のアドバイスで 業務内容を抜本的に見 直すことができ、効率 的な業務体制などの構 築につながった。

## 生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

#### 助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する **都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室**にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している 「申請マニュアル」や「申請様式」は、 こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も 可能です。詳しくはこちら (https://www.jgrantsportal.go.jp/)



## 労働時間短縮・年休促進支援コースの助成内容

#### 対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

- 1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主(※1)であること。
- 2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
- 3. 交付申請時点で、右記「成果目標」①から ③の設定に向けた条件を満たしていること。

#### (※1)中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業(※2)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	3 億円以下	300人以下

(※2) 医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、 介護老人保健施設、介護医療院については常時使用す る労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主 に該当します。

#### 助成対象となる取組 ~いずれか1つ以上を実施~

- ① 労務管理担当者に対する研修(※3)
- ② 労働者に対する研修(※3)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※4)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの 導入・更新(※4)
- (※3) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含みます。
- (※4) 原則として、パソコン、タブレット、スマート フォンは対象となりません。

#### ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切:<u>11月30日(木)</u>)

#### 交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

(事業実施は、今和6年1月31日(水)まで)

#### 労働局に支給申請

(申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または2月9日(金)のいずれか早い日となります。)

(注意)本助成金は国の予算額に制約されるため、11<u>月</u> 30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

#### 成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、 達成を目指して取組を実施してください。

- ① <u>月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数</u> <u>を縮減</u>させること。
  - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
  - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定
- ② **年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入**すること。
- ③ 時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ、 交付要綱で規定する特別休暇(病気休暇、教育訓練 休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症 対応のための休暇、不妊治療のための休暇、時間単位 の特別休暇)のいずれか1つ以上を新たに導入すること。

上記の成果目標に加えて、<u>指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引上げ</u>を行うことを成果目標に加えることができます。

#### 助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。

#### 【助成額最大730万円】

以下のいずれか低い額

助成

額

以下1~3の上限額及び4の加算額の**合計額** 

Ⅱ 対象経費の合計額×補助率3/4(※5)

(※5) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

#### 【Iの上限額】

#### 1. 成果目標①の上限額

	事業実施前の	D設定時間数
事業実施後に設定する時間外労働と休日 労働の合計時間数	現に有効な36協定に おいて、時間外労働 と休日労働の合計時 間数を月80時間を超 えて設定している事 業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労 働の合計時間数を月 60時間以下に設定	200万円	150万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	100万円	_

2. 成果目標②の上限額:25万円
 3. 成果目標③の上限額:25万円
 4. 賃金引上げの達成時の加算額

(常時使用する労働者数が30人以下の場合)

引上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人
3 %以上 引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円 (上限300万円)
5 %以上 引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円 (上限480万円)

#### (常時使用する労働者数が30人を超える場合)

引上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人
3 %以上 引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5 %以上 引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)

## 令和5年度「働き方改革推進支援助成金」 労働時間適正管理推進コースのご案内

令和2年4月1日から、**賃金台帳等の労務管理書類の保存期間が5年(当面の間は3年)に延長されています。このコースでは、生産性を向上させ、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。**ぜひご活用ください。

#### 課題別にみる助成金の活用事例

企業の 課題 新たに機械・設備を 導入して、生産性を 向上させたい!

助成金 による 取組 労働能率を増進する ために設備・機器な どを導入

改善の 結果

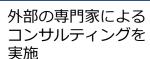


新たな機器・設備を 導入して使用したと ころ、実際に労働能 率が増進し、時間当 たりの生産性が向上 した。 日報作成と、出退勤 管理に重複が発生し、 作業が非効率!

労務管理用機器や、 ソフトウェアを導入



出退勤管理システム の導入により、重複 していた日報作成と 出退勤管理の作業が 統合され、時短につ ながった。 労働時間を削減する ために、業務上の無 駄な作業を見直した い!





専門家のアドバイスで 業務内容を抜本的に見 直すことができ、効率 的な業務体制などの構 築につながった。

#### 生産性の向上を図り、労働時間の適正管理を推進!!

#### 助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する **都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室**にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している 「申請マニュアル」や「申請様式」は、 こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら (https://www.jgrantsportal.go.jp/)



## 労働時間適正管理推進コースの助成内容

#### 対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

- 1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小 企業事業主(※1)であること。
- 2.36協定を締結していること。
- 3. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就 業規則等を整備していること。
- 4. 勤怠管理と賃金計算等をリンクさせ、賃金 台帳等を作成・管理・保存できるような統合 管理ITシステムを用いた労働時間管理方法を 採用していないこと。
- 5. 賃金台帳等の労務管理書類について5年間 保存することが就業規則等に規定されていな いこと。

(※1)中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業 (※2)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	3 億円以下	300人以下

(※2) 医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、 介護老人保健施設、介護医療院については常時使用す る労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主 に該当します。

#### 助成対象となる取組 ~いずれか1つ以上を実施~

- ① 労務管理担当者に対する研修(※3)
- ② 労働者に対する研修(※3)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用 機器、デジタル式運行記録計の導入・ 更新(※4)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの 導入・更新(※4)
- (※3) 研修には、勤務間インターバル制度に関する もの及び業務研修も含みます。
- (※4) 原則として、パソコン、タブレット、スマート フォンは対象となりません。

#### 成果目標

以下の①から③までの全ての目標達成を目指して 取組を実施してください。

- ① 新たに勤怠 (労働時間) 管理と賃金計算等をリン クさせ、賃金台帳等を作成・管理・保存できるよ うな統合管理ITシステム(※5)を用いた労働時 **間管理方法を採用**すること。
  - (※5) ネットワーク型タイムレコーダー等出退勤時刻 を自動的にシステム上に反映させ、かつ、データ管 理できるものとし、当該システムを用いて賃金計算 や賃金台帳の作成・管理・保存が行えるものである
- ② 新たに 賃金台帳等の労務管理書類について5年間 保存することを就業規則等に規定すること。
- ③ 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべ き措置に関するガイドライン」に係る研修を労働 **者及び労務管理担当者に対して実施**すること。
- 上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当 たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引上 <u>げを行うこと</u>を成果目標に加えることができます。

#### 助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、助成 対象となる取り組みの実施に要した経費の一部 を助成します。 【助成額最大580万円】

以下のいずれか低い額

助

以下①の上限額及び②の加算額の合計額

対象経費の合計額×補助率3/4(※6)

成 額

(※6) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対 象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が 30万円を超える場合の補助率は4/5

- ① 成果目標達成時の上限額:100万円
- ② 賃金引上げの達成時の加算額

(常時使用する労働者数が30人以下の場合)

引上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人
3 %以上 引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円 (上限300万円)
5 %以上 引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円 (上限480万円)

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

引上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人
3 %以上 引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5 %以上 引上げ	24万円	48万円	80万円	1 人当たり 8 万円 (上限240万円)

#### 利用の流れ

「交付申請書」を、最寄り の労働局雇用環境・均等部 (室)に提出

(締切:<u>11月30日(木)</u>)

交付決定後、提出した計画に 沿って取組を実施

(令和6年1月31日(水)まで)

#### 労働局に支給申請

(申請期限は、事業実施予定期間が終了し た日から起算して30日後の日または2月9 (金)のいずれか早い日となります。)

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

# 令和5年度「働き方改革推進支援助成金」 勤務間インターバル導入コースのご案内

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、平成31年4月から、制度の導入が努力義務化されています。

<u>このコースでは、勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支</u>援します。是非ご活用ください。

#### 課題別にみる助成金の活用事例

企業の 課題 インターバル制度を 導入するために、新 たに機械・設備を導 入して、生産性を向 上させたい!

始業・終業時刻を手書きで記録しているが、管理上のミスが 多い!

インターバル制度を 導入するために、業 務上の無駄な作業を 見直したい!

助成金 による 取組

労働能率を増進する ために設備・機器等 を導入

労務管理用機器や、 ソフトウェアを導入



外部の専門家による コンサルティングを 実施

改善の 結果



新たな機器・設備を 導入して使用したと ころ、実際に労働能 率が増進し、時間当 たりの生産性が向上 した。



記録方法を台帳から ICカードに切り替え たことで、始業・終 業時刻を正確に管理 できるようになった。



専門家のアドバイス で業務内容を抜本的 に見直すことができ、 効率的な業務体制な どの構築につながっ た。

勤務間インターバルの導入により、労働時間等の設定改善を推進!!

#### 助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する **都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室**にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している 「申請マニュアル」や「申請様式」は、 こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら (https://www.jgrantsportal.go.jp/)



## 勤務間インターバル導入コースの助成内容

#### 対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

- 1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小 企業事業主(※1)であること。
- 企業事業主(※1)であること。
  2.36協定を締結しており、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。(※2)
- 3. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて 就業規則等を整備していること。
- 4.以下のいずれかに該当する事業場を有すること。
- ① 勤務間インターバルを導入していない事業場
- ② 既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
- ③ 既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

#### (※1) 中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業 (※3)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	3 億円以下	300人以下

- (※2)基本的には1月45時間を超える時間外労働の実態があれば、要件を満たすこととなりますので、詳細はお問い合わせください。
- (※3) 医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、 介護老人保健施設、介護医療院については常時使用す る労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主 に該当します。

#### 助成対象となる取組 ~いずれか1つ以上を実施~

- ① 労務管理担当者に対する研修(※4)
- ② 労働者に対する研修(※4)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用 機器、デジタル式運行記録計の導入・ 更新(※5)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等 の導入・更新(※5)
- (※4) 研修には、勤務間インターバル制度に関する もの及び業務研修も含みます。
- (※5) 原則として、パソコン、タブレット、スマート フォンは対象となりません。

#### 成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施 してください。

- 新規導入【対象事業主4.①に該当する場合】 新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象 とする勤務間インターバルを導入すること。
- **適用範囲の拡大** 【対象事業主4.②に該当する場合】 対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数 を超える労働者を対象とすること。
- ●時間延長【対象事業主4.③に該当する場合】 所属労働者の半数を超える労働者を対象として 休息時間数を2時間以上延長して、9時間以上と すること。

上記の成果目標に加えて、<u>指定する労働者の時間当</u>たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引上 げを行うことを成果目標に加えることができます。

#### 助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。 【助成額最大580万円】

#### 【表1】新規導入に該当するものがある場合

	休息時間数(※6)	補助率(※7)	1企業当たりの上限額
	9 時間以上 11時間未満	3/4	8 0 万円
Ī	11時間以上	3/4	100万円

#### 【表2】適用範囲の拡大・時間延長のみの場合

休息時間数(※6)	補助率(※7)	1企業当たりの上限額
9 時間以上 11時間未満	3/4	4 0 万円
11時間以上	3/4	5 0 万円

(※6) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。 (※7) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、「支給対象となる取組」で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5となります。

#### 賃金引上げの達成時の加算額

(常時使用する労働者数が30人以下の場合)

引上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人
3 %以上 引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円 (上限300万円)
5 %以上 引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円 (上限480万円)

#### (常時使用する労働者数が30人を超える場合)

Ī	引上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人
	3 %以上 引上げ	15万円	30万円	50万円	1 人当たり 5 万円 (上限150万円)
Ī	5 %以上 引上げ	24万円	48万円	80万円	1 人当たり 8 万円 (上限240万円)

#### 利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの 労働局雇用環境・均等部

(室)に提出

(締切: 11月30日(木))

交付決定後、提出した計画に 沿って取組を実施

(令和6年1月31日(水)まで)

#### 労働局に支給申請

(申請期限は、事業実施予定期間が終了し た日から起算して30日後の日または2月9日 (金)の<u>いずれか早い日</u>となります。)

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

# 宮城労働局メールマガジン のご案内

宮城労働局では、労働関係・人事労務関係の最新情報を 最速でお届けするメールマガジンを発行しています。

ぜひ、配信登録を!

働き方改革関連法の最新情報も分かります!

#### 【記事の例】

- 労働基準法をはじめ労働関係の法令や制度の改正ニュース
- 〇 労働関係の各種制度の見直し動向
- 〇 役に立つ各種助成金のご案内
- 人事労務管理関係の講習会・セミナーなどの開催ご案内
- 職場の安全・健康管理に役立つ各種情報
- 〇 効果的な人手不足対策のヒント

## 配信登録は簡単!(無料です)

方法① 登録ページからの登録 https://mdh.fm/e?kN202Y9Nkj

方法② 空メール送信による登録 mivagiroudou@km.moweb.jp





- 記事の内容は主に企業の人事労務担当者、労働安全衛生担当者、経営者の方など向けのものとなっていますが、 現在働いておられる方、就職活動中の学生や社会人の方なども役立つ内容となっています。
- 登録後のメール配信は、宮城労働局が契約している miyagiroudou@mygmm.jp より行いますので、携帯会社などの 迷惑メール設定で、受信するメールを制限している方は、受信許可メールにこのアドレスを登録してください。
- 定期号を毎月1回配信するほか、臨時号を随時配信します。

## 宮城労働局のホームページもご覧ください!



- 労働行政施策全体の動向やお役立ち情報が整理されています。
- ・企業の人事労務管理に生かせる情報や、働く人・働きたい人に役立つ情報が満載。

宮城労働局

検索

## 厚生労働省委託事業

## ~中小企業・小規模事業者等のみなさまへ~

職場における ハラスメントの 対応は どうすればいい? 来年4月から実施される時間外の上限規制

同一労働・ 同一賃金の 導入について

よく知りたいの

働き方改革推進支援センターにご相談ください。

# 社会保険労務士等の専門家を派遣します!

無料

・労働時間を見直したい

・賃金引き上げの支援制度はあるの?



・利用できる助成金はあるの?

人材確保はどうすればいいの?

専門家 派遣・支援例 (1テーマの <sup>支援回数は</sup> 原則3回まで)

#### 108

労務管理・ 経営管理等の 実情を診断します。

#### 2回目

労務管理・ 経営管理改善 提案書等による助言 等を行います。

#### 300

2~3か月 経過後を目処に、 取組状況を確認し 助言等を行います。

#### 4~6回目

引き続き支援が 必要と判断される場合には、 さらなる助言等を行います。

※リモート(WEB)による相談対応にも応じます。

#### 電話、メール、来所により相談を受付

## 宮城働き方改革推進支援センター

**■■ 0120-97-8600 ■■ 022-357-0024** 

e-mail support@miyagl-hatarakikata.jp

ホームページ https://hataraklkatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/miyagi.html

● 所 〒983-0841 仙台市宮城野区原町1-3-43 アクス原町ビル201 (TMC内) ※来所時はアクス原町ビルの隣の駐車場5番・6番をご利用ください。

【受付時間】9:00~17:00(土・日・祝日を除く)





(\*) 厚生労働省 宮城労働局

# FAX送信先 ► 022-357-0024

宮城働き方改革 推進支援センター 行

# 専門家派遣依頼申込書

働き方改革について「専門家派遣」をお申し込みの際は、必要事項をご記入の上、FAX:022-357-0024まで送信してください。 (こちらから折り返しご連絡いたします。)

法人名									
事業所名					労働者	数	正社員パート		
代表者	役職				お名前		Y		
ご連絡担当者	役職				お名前				
住所	Ŧ	_							
電話番号					FAX番号				
第1希望(訪問日)	1	月	日	AM / PM	時	分			
第2希望(訪問日)	(6)		B	AM / PM	時	分			
から作法 (初)り口/	2	月		AW / FW	h-Q.	23			
業種	(Z)	Я		AIVI / PIVI	htl	<i>N</i>			_
	0	Я		AWI / PW	hq	<i>n</i>			
業種	いい金し見生進制をルクなにた直産をを防っていたのり化に影でたてい向たしつ響	ち √でき い知りたい 上 い か で で 数 賞	ます。	) い せた場合等(	□長時間 □ 36協規則 □ 36 □ 36 □ 36 □ 36 □ 36 □ 4 □ 4 □ 5 □ 5 □ 7 □ 7 □ 7 □ 7 □ 7 □ 7	をい見につめしずいのですく	にく知りたい たい て教えでほし 詳しく知りた を図りたい い環境を整備 いたい	い :い : : : : : : : : : : : : : : : : :	

お申込み頂いた会社、個人情報は相談支援事業以外には使用いたしません。